

北九州市の大気・水質等の現況（令和6年度測定）

令和6年度の環境の現況は、光化学オキシダントなど、一部環境基準※¹不適合の項目はあったものの、前年度の状況に比べ大きな変化はなく、概ね環境基準に適合していた。

※1 環境基準：人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準

1 大気汚染

表-1, 2 図-1

(1)一般環境大気(13測定局)及び自動車排出ガス(4測定局)

表-3 図-3

- ① 二酸化いおう、二酸化窒素、一酸化炭素及び微小粒子状物質(PM2.5)は、全ての測定局で環境基準に適合していた。
- ② 光化学オキシダントは、14測定局全てで環境基準(0.06ppm)に不適合であったが、注意報の発令(0.12ppm)には至らなかった。市民が屋外で活動する昼間(5～20時)の環境基準適合率は98.6%(塔野局)から99.4%(八幡局)の範囲であった。全市平均値は前年度と同程度であった。

(2)有害大気汚染物質(4測定局)

表-4

ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンは、全ての測定局で環境基準に適合していた。

(3)アスベスト(2測定局)【環境基準なし】

表-5 図-4

アスベストの全市平均値は、1リットル中に0.06本であり、近年は同程度で推移している。

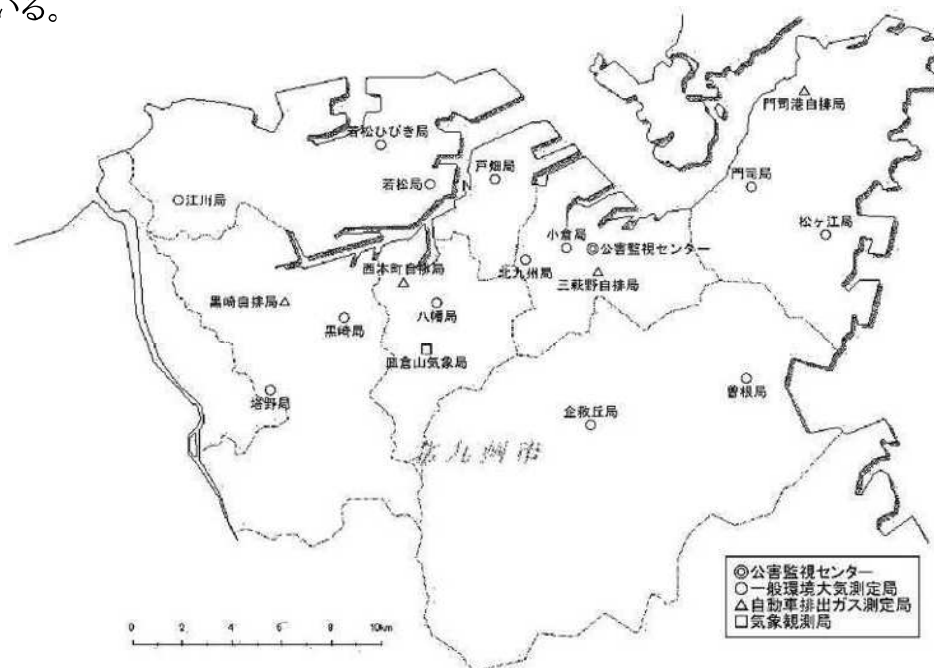


図-1 大気常時監視測定局位置図(令和元年度再配置)

(4) 降下ばいじん(3地点)【環境基準なし】

表-6 図-5

降下ばいじんの全市平均値は、3.1トン/㎥/月であり、測定場所別には2.2～3.9トン/㎥/月の範囲であった。全市平均値の経年変化は、昭和40年代(昭和43年度 20.2トン/㎥/月)と比べると大幅に減少し、近年は減少又は横ばいの傾向である。

2 水質汚濁

(1) 河川(27地点)

表-7 図-2, 6

代表的な水質指標であるBOD(生物化学的酸素要求量)は、全ての環境基準点で環境基準に適合していた。ほう素を除く健康項目は、全ての環境基準点で環境基準に適合していた。

(2) 海域(7地点)

表-8 図-2, 7

代表的な水質指標であるCOD(化学的酸素要求量)は、全ての環境基準点で環境基準に適合していた。全窒素及び全りんについては、全ての水域で環境基準に適合していた。健康項目は、全ての環境基準点で環境基準に適合していた。

(3) 湖沼(1地点)

表-9 図-2

湖沼の環境基準が定められているます淵ダムにおいて、COD、全りん、健康項目について環境基準に適合していた。

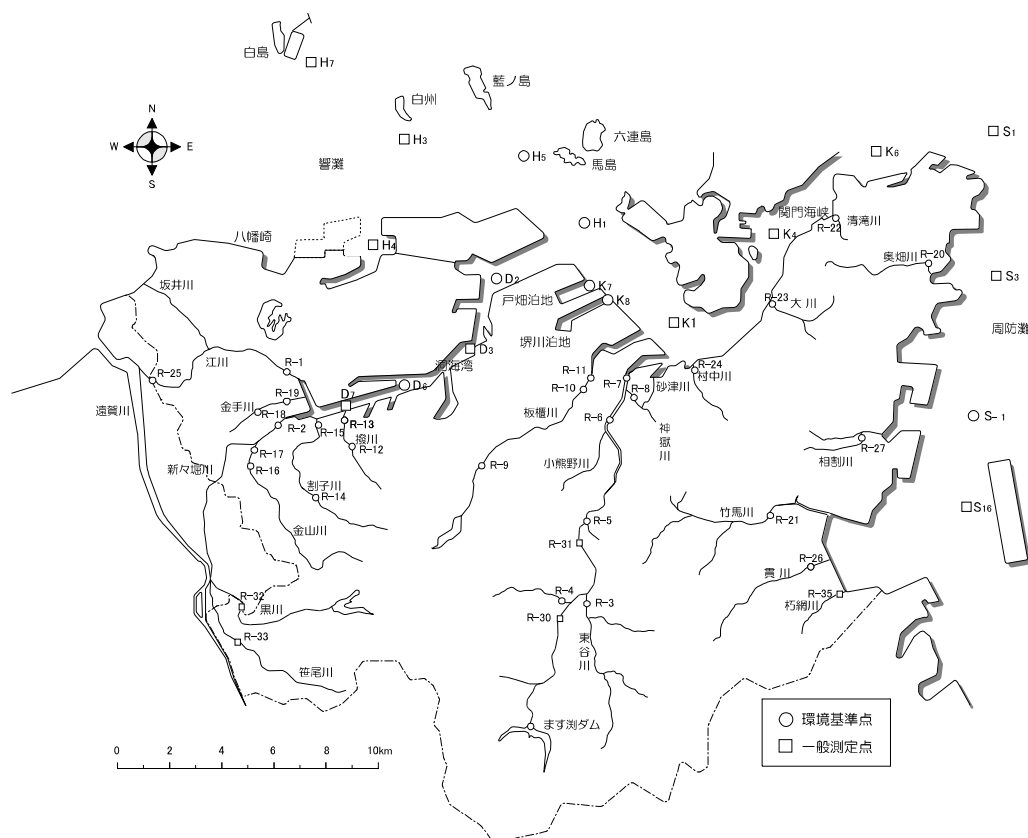


図-2 河川・海域・湖沼の測定点図

(4)地下水(概況・継続)

表-10

市内の全体的な地下水質の状況を把握するための概況調査を 10 井戸で実施した結果、1 井戸で環境基準に不適合であった。

過去に汚染が確認された井戸の継続調査を 16 井戸で実施した結果、13 井戸で環境基準に不適合であった。

また、概況調査の10井戸のうち、2井戸で PFOS 及び PFOA による汚染状況を把握するための調査を実施した結果、全ての井戸で指針値を満たしていた。

令和3年度に PFOS 及び PFOA による汚染が確認された井戸の継続調査を1井戸で実施した結果、指針値を満たしていた。

汚染が確認された井戸については所有者等に結果を通知するとともに、飲用しないように指導しており、令和 7 年度も調査を継続する。

3 騒音・振動

(1)自動車騒音

表-11, 12

市内幹線道路 231 区間のうち44区間、総延長約 100kmを評価した。その結果、北九州市全体の状況は、評価対象となる住居(125, 091 戸)のうち、昼間(6 時～22 時)の環境基準適合率は 96.1%、夜間(22 時～6 時)の環境基準適合率は 95.7% であった。また、昼夜とも環境基準に適合したのは 95.2%であり、昼夜とも環境基準に不適合だったのは 3.3%であった。

道路管理者に対し、測定結果を通知するとともに、道路環境の整備・修繕など、騒音低減対策に向けた協力を依頼している。

(2)新幹線鉄道騒音・振動

表-13 図-8～10

騒音レベルについては、新幹線沿線の 5 地区 19 地点のうち 12 地点で環境基準に適合していた。また、振動レベルについては、測定した 5 地区 10 地点全てにおいて、緊急に対策を必要とするレベル(指針値^{※2})を満たしていた。

※2 「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」(S51、環境庁長官勧告)

JR西日本が防音壁の設置や車両の改善を行っていることから、近年苦情はほとんどないが、今後ともJR西日本へより一層の騒音の低減対策を求めている。

(3)航空機騒音

表-14 図-11

八幡西区及び若松区の 12 測定地点のうち、6 地点(うち 1 地点は継続測定地点)で測定した。その結果、全ての地点において環境基準に適合していた。残る6地点は前年度に測定を行っており、全ての地点において適合していた。

環境基準に適合している地域であっても航空機騒音に関する苦情が寄せられている。航空機騒音対策を進めるために、防衛省へ住宅防音工事助成及びNHK放送受信料補助の区域拡大、並びに環境省へ航空機騒音に係る環境基準の見直しを要望している。

4 ダイオキシン類

(1) 一般環境

表-15~19 図-12~15

大気4地点、公共用水域21地点(海域5地点・河川15地点・湖沼1地点)、底質5地点、土壌5地点、地下水1地点について調査を行った結果、全ての測定地点で環境基準に適合していた。

(2) 発生源の排出ガス、排水

表-20~23

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、事業者が行った自主測定の結果、1施設で排出ガスの基準を超過していた。原因調査と改善対策の実施を指導した。対策後の排ガス測定においては、排出基準に適合していることを確認している。

5 まとめ

今後も、環境モニタリングを通じて、市内の大気、水質などの環境の状況をきめ細やかに把握するとともに、測定結果をホームページに速やかに公開する等、市民への情報提供に努めていく。また、発生源に対する監視・指導や環境アセスメントの適切な審査等により、良好な環境を維持していく。

さらに、光化学オキシダントなど、環境基準不適合の項目については、国の調査研究も注視して知見の蓄積に努め、引き続き市民の快適な生活環境づくりに取り組んでいく。